慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	橋の芸文：「催馬楽」成立小考
Sub Title	Bridges in literature
Author	井口, 樹生(Iguchi, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1989
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.55, (1989. 3) ,p.18- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	西村享教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00550001-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

橋の芸文

――「催馬楽」成立小考――

井口樹生

西村亨教授の論文「大嘗祭と神楽」は、内侍所の御神楽の歌謡が、ほとんど清暑堂の御神楽を踏襲したもの、あるいはその歌謡から派生したものであることを立証し、その上で琴歌神宴（清暑堂の御神楽）についての『北山抄』の記事、

先弾二倭琴一唱二神歌一、次変レ調、奏二律呂歌一。

とある「律呂歌」から「催馬楽」がやがて独立してくる経緯を論じた名篇であるが、その末尾に、

「新年」「竹河」など踏歌章曲の系統と思われるものが催馬楽の曲中に存することも、心にかかりながら、本稿では追求する余裕を得なかった。

と述べられている(1)。

この小論は、もちろん西村教授に独自の構想がおありだろうが、「催馬楽」に残留した踏歌章曲について、その一二

を記そうと思うものである。

踏歌章曲の「催馬楽」への流入を考えた場合、踏歌自体の行なわれた機会・場を問題とせねばならない。第一に天覧のもとでの公式の踏歌であり、その折りの歌謡は、中央のものであるから直接に、「催馬楽」に残りやすかったことが考えられる。

第二に、大きな寺社に参入する踏歌であり、それに準じて宮廷儀式を真似たであろう大貴族の半ば公的な儀式に際しての踏歌ようのものが考えられよう。たとえば、踏歌ではなく御薪の行事に近いが、『江家次第』の「平野祭」の条には、

神祇官率御炊女四人。於東門弾琴哥舞以迎山人。山人廿人左右相分執賢木。立机前申祝詞。炊女四人受賢木。復座。給酒肴於山人。立薪祭場退出。

とあり、同「梅宮祭」の条にも、

……山人候南門外。御琴師御神児等迎之。……山人左右相分立薪庭中。而退出。

とある山人の御薪奉献に際しての歌舞も、御薪と踏歌との相互関係を考慮に入れると、寺社参入の踏歌を思わせるものがあり、その機会の一つではなかったかと思われる(2)。

第三に、都のみに限らず地方を含めて広く私的な踏歌、歌垣、つめの遊びの類が行なわれていたことが、称徳天皇天

平神護二年(七六六)正月十四日の太政官符「禁断両京畿内踏歌事」によっても、逆に推察することができる。それら私的踏歌の歌謡もまた、「催馬楽」に存するであろうことが、「催馬楽」の歌謡を検討することによって明らかにされることが期待される。そして、もし「催馬楽」の歌謡における地方踏歌の歌詞の残存を認めることが可能であるとすれば、地方歌謡の宮廷集中への経路が、大嘗祭悠紀主基の風俗歌奉唱の機会のみではなかったことを、予想することになるであろう。

沢田川

沢田川　袖つくばかり　や　深けれど　はれ　浅けれど　恭仁の宮人　や　高橋渡す　あはれ　そこよしや　高橋渡す

沢田川は、現在それに類似する地名がないが、歌謡の上で恭仁の宮の近辺にあった川であろうから、木津川の支流か部分称であったであろう。恭仁の都は、「沢田川」の催馬楽によって、長く平安朝の貴族に記憶せられるところとなったが、実際には聖武朝のほんの一時期の都であったに過ぎない。『続日本紀』に、

天平十二年十二月六日、……是日、右大臣橘宿祢諸兄、在レ前而発、経二略山背国相楽郡恭仁郷一、以レ擬二遷都一故也。
十五日、皇帝在レ前、幸二恭仁宮一始作二京都一矣。太上天皇皇后在レ後而至。
天平十三年正月一日、天皇始御二恭仁宮一受レ朝、宮垣未レ就、繞以二帷帳一。

とあるから、天平十二年(七四〇)末から十三年の始めにかけて帝都と見做されたが、はやくも、

天平十六年二月二十日、運二恭仁宮高御座并大楯於難波宮一。
二十六日、左大臣宣レ勅云、今以二難波宮一定為二皇都一、……

と、天平十六年(七四四)には難波宮に遷都されており、わずか三年間あまりの都であった。

催馬楽「沢田川」は、この期間に謡われはじめた歌謡ということになるが、更に限定すれば、

天平十四年八月十三日、宮城以南大路西頭与二甕原宮以東一之間、令レ造二大橋一、……

とある「大橋」が「沢田川」の歌詞にある「高橋」に当たるだろうから、天平十四年八月から十六年二月までの間のこととなる。

歌謡は、童謡(わざうた)のように誰の口からともなく謡いはじめられ流行することもあり、後述するように、たとえば「葛城」のごとく、それが「催馬楽」になることもあるが、それはかなり偶然のことであって、やはり半ば公的な機会を想定する方が妥当であろう。

たとえば、「新しき年」は、天平十四年(七四二)の恭仁の都での踏歌の機会に謡われた。『続日本記』に、

天平十四年正月十六日、天皇御二大安殿一宴二群臣一、酒酣奏二五節田舞一。訖更令下二少年童女一踏歌上。又賜二宴天下有位人并諸司史生一。於レ是六位以下人等鼓レ琴、歌曰、
新年始迩　何久志社　供奉良来　万代摩提丹

とあり、歌詞を同じくして「催馬楽」には、

新しき　年の始めに　や　かくしこそ　はれ　かくしこそ　仕へまつらめ　や　万代までに　あはれ　そこよしや
万代までに

と記されている。

これは、踏歌章曲の「催馬楽」に残ったもっとも確かな例であるが、「仕へまつらめ万代までに」の歌詞が最初であったかどうかには問題がないわけではない。「琴歌譜」には四五句を「千歳をかねて楽しきをへめ」とし「正月元日慶歌」と記している。だから、「あらまった年の始めに、今しているように、千年もの未来を兼ねて、この楽しさを完全にしよう」という元日の慶歌がまずあって、それを踏歌に流用するにあたって、「よろづよあられ」の囃し詞に適応するように、「仕へまつらめ万代までに」と改作したものであろう。

それは、天平二年(七三〇)の太宰府における「梅花歌」に、

正月立ち　春の来たらば　かくしこそ　梅を招ぎつつ　楽しきをへめ　(八一五)
毎年に　春の来たらば　かくしこそ　梅を挿頭して　楽しく飲まめ　(八三三)

とあり、これも「琴歌譜」「正月元旦慶歌」の改作である可能性が大きいからである。宮廷の正式な歌を、太宰府の梅歌の宴で、それらしく歌い替え、都にあやかって、その楽しきを太宰府に将来せんとしたものであろう。

従って、踏歌章曲に改作された歌詞とは別に、「琴歌譜」の歌詞もそのまま謡いつがれ、『古今集』巻二十の「大歌所歌」に「おほなほびの歌」として、五句を「楽しきをつめ」と変えて収録されたことになる。

大歌所が関与する儀式は、正月元日の豊楽殿饗宴、同七日の会式、同十六日の踏歌節会、それに十一月中卯日の新嘗

会、大嘗会の時は中辰日の豊明節会の折りである。「大歌所御歌」の歌詞「たのしきをつめ」は、正月十五日の御薪の行事を念頭においているから、御薪と踏歌とが重なって、あるいは踏歌の群行が持参した杖を献上することがあったかも知れない。そうでなくても、「おほなほび」は「大直会」のことで、踏歌節会の後宴に謡われたものである(3)。

催馬楽の「新しき年」は踏歌の機会に歌われた。すると「沢田川」も、ほかに公的な機会が見当たらない以上、恭仁の都での踏歌において謡われた公算が大きい。天平十四年正月十六日には、まだ恭仁の大橋(高橋)は完成していなかったが、着工はしていたであろう。だから、もしかすると「高橋わたす」と予祝して、「新しき年」と同じ時に謡われたのかも知れない。また大橋が架けられての後だとすれば、記録にはないが、天平十五年か十六年の正月十六日前後のことであったと目される。

歌詞の「沢田川袖つくばかり浅けれど」は類型的な詞章であった。『万葉集』巻七の「譬喩歌」には「寄レ河」として、

広瀬川　袖つくばかり　浅きをや　心深めて　わが思へるらむ　(一三八一)

とある。もしかすると、この歌も天平六年(七三四)二月一日の朱雀門の歌垣で謡われた「広瀬曲」にあたるのかも知れないが、この場合は第三句までが序歌で、本文の「あの人の心が浅いのに、どうして自分は心の底まで思っているのであろうか」という内容とは意味の上で関係がない。地名を入れ替えることでどこにおいても通用する歌であるから、こうした歌がまずあって、次に川の浅さを本文にとりこんで「沢田川」の歌となったのであろう。はじめは予祝の歌であったかも知れないが、橋が架かれば、橋を渡る人を想像する。石橋などをたよりに徒歩渡(かちわた)りして、川面につくほど長い袖の衣を着用しているのは誰か。上代の服装の変遷がもう一つわからないが、庶民では考えにくく、広い意味での貴族

階級の、それも女性を思い浮かべたのではないかと思われる。だから、「沢田川」に登場する「宮人」は、天武十年紀五月十一日条に「凡百寮諸人恭二敬宮人一過之甚也」とある宮廷出仕の女性であろう。男の場合は家から宮に通うが、女官は宮に住み込むから「宮人」の感が強かったのだ。従って歌詞の意味は、「沢田川、袖が川面につくほど浅いけれど、恭仁の宮人は、高橋を架け、橋を渡って行くことだ」ということになる。いく分揶揄めいた内容も感じさせるが、しかし恭仁の都で謡われた時には、立派な橋が架かったことを言って、宮廷讃美としたものであった。

女性が橋を渡って行くということは、文芸的な刺激を受けることだったらしい。『万葉集』巻九には、次のように歌われている。

見二河内大橋独去娘子一歌一首并二短歌一

しなてる　片足羽川(かたしはがは)の　さ丹塗の　大橋の上ゆ　紅の　赤裳裾引き　山藍もち　摺れる衣着て　ただ独り渡らす　児は　若草の　夫(つま)かあるらむ　檀の実の　独りか寝らむ　問はまくの　欲しき我妹が　家の知らなく　（一七四二）

反歌

大橋の　頭(つめ)に家あらば　うらがなしく　独り行く児に　宿貸(やど)さましを　（一七四三）

片足羽川の所在地については諸説あって未だ結着をみないが、詞書に「河内の大橋」とあり、歌詞に「さ丹塗の」とあるのだから、官道にかかった公の橋であったに違いない。その大橋を渡る娘子は、赤裳を裾引き、「い渡らす」と敬語で表現されているのだから、ごく一般の女性とも考えられない。丹塗の橋を独り行く娘子は、近代的なメランコリーあるいは近世的な美意識を感じさせるが、作られた時にも多分に空想的であったのではないか。それが後半になると、急に現実的になって、求愛の内容は類型的である。

さて、反歌に「頭尒家有者」とある「頭」は、後出の童謡に「于知波志能　都梅能阿素弭尓」とある「都梅」によって、「つめ」と訓むことを得、二つがもちよって、橘詰・橘のたもとの意味であることが判明したものであるが、するとこうした橘の文芸のもとになった行事が想起されてくる。橘詰で男女が遭遇するという行事があって、それが「つめ」ということばの内容となり、刺激となって、こうした空想が歌われるようになったのであろう。天智九年紀、五月の童謡、

打橋の　頭(つめ)の遊びに　出でませ子　玉手の家の　八重子の刀自　出でましの　悔(く)いはあらじぞ　出でませ子　玉手の家の　八重子の刀自

は、「つめの遊び」の機会の歌謡であったものが、童謡として法隆寺炎上に結びついたのであって、もともとは橘のたもとで歌垣風の遊びが行なわれ、その折りの歌謡であったことを告げている。

「大橋のつめ」「打橋のつめ」と、「橘のつめ」で橋頭・橘詰を意味したのが、次には「つめ」のみで、歌垣風の遊びを意味するようになる。『万葉集』巻十六には、民間あるいは寺社での歌垣としての「つめの遊び」が、小編の物語をともなって出てくる。

住吉の　小集楽(をづめ)に出でて　うつつにも　己妻(おのづま)すらを　鏡と見つも　（三八〇八）

石伝云、昔者鄙人。姓名未レ詳也。于レ時郷里男女、衆集野遊。是会集之中有二鄙人夫婦一。其婦容姿端正、秀二於衆諸一。乃彼鄙人之意、弥増二愛レ妻之情一。而作二斯歌一、賛二嘆美貞一也。

歌われた理由が忘れられた歌が伝わっていて、それに短篇の小説が付けられたのであろうが、「男女衆集野遊」を「小集楽」と翻訳し「をづめ」と訓ませている。「をづめ」は「小詰」であろうが、「つめ」に「衆集」の意の「集」を当

て、「楽」を添えて遊楽の意を表わしたのであろう。この住吉の小集楽が、橘のつめで行なわれたか否かは明らかでないが、橘詰の遊びが橘を離れて、単に「つめ」のみで歌垣風の遊びを意味するようになっていたことが前提とならなければ、「をつめ」に「小集楽」の文字を当てることは成立しない。

ところが、「催馬楽」に、伊勢の国で行なわれたと覚しき「つめの遊び」の歌謡がある。

竹河

竹河の　橋のつめなるや　橋のつめなるや　花園に　はれ　花園に　我をば放てや　我をば放てや　めざしたぐへて

竹河は、伊勢国多気郡の斎宮にある川を考えている。その多気川に架かる橘のたもとの花園に、斎宮に仕える処女を伴って私をば解放しなさい、というので、これも空想だろうが、つめの遊びに好まれたのだろう。この歌謡が宮廷にはいった経路は、大嘗祭の悠紀国の風俗歌としてであったかもしれない。文武天皇以降では、文徳、光孝の大嘗祭の悠紀に、伊勢が選ばれている。だが、伊勢斎宮と宮廷との行き来は疎いものではないから、悠紀風俗歌をまたずとも中央に持ち込まれやすかったであろう。

宮廷にはいると「竹河」は、踏歌節会にきまったように謡われている。醍醐天皇の「延喜御記」延喜十三年(九一三)の条には、

正月十四日丁巳、此夜有二踏歌事一、……先奏二調子一、次奏二万春楽一、……言吹祝詞、嚢持計レ綿、即奏二絹鴨曲一、次奏二此殿曲一、……公卿等下殿行酒、三四巡後管絃更二調子一、歌二竹河曲一、……歌頭以下舞童以上……給レ綿、畢歌二我家曲一、退出……

とあって、酒が巡ってから後に「竹河」が奏されている。この式および歌謡の順序は『西宮記』の「踏歌事」においても同じである。

すると「竹河」は、地方の歌垣ようの機会に謡われた歌謡が、宮廷の踏歌節会で謡われ、それが「催馬楽」の一曲となったことが明確である例となる。

因みに『源氏物語』では、催馬楽「竹河」は「初音」「真木柱」「竹河」の巻で謡われているが、すべて男踏歌の折りのこととなっている。

ことしは、男踏歌あり。内裏より朱雀院にまゐりて、つぎにこの院にまゐる。……水駅にて、事そがせ給ふべきを、例ある事より外に、さま殊に加へて、いみじく、もてはやさせたまふ。……ほのぼのと明けゆくに、雪やや散りて、そぞろ寒さに、竹河謡ひて、かよれるすがた、なつかしき声ごゑの、絵にも書きとどめ難からむこそ、口惜しけれ。(初音)

男踏歌ありければ、やがてそのほどに儀式、いと今めかしく二なくて、まゐり給ふ。……六条院には、このたびは所せしと、はぶき給ふ。朱雀院よりかへり参りて、春宮の御方々めぐるほどに、夜明けぬ。ほのぼのとをかしき朝ぼらけに、いたく酔ひみだれたるさまして、竹河謡ひける程を見れば、内の大殿の君だちは、四五人ばかり、殿上人のなかに、声すぐれ、かたち清らにて、うちつづき給へる、いとめでたし。(真木柱)

その年かへりて、男踏歌せられけり。……竹河謡ひて、御階のもとに踏み寄るほど、すぎにし夜のはかなかりし遊びも、思ひ出でられければ、ひが事もしつべく、涙ぐみけり。(竹河)

「竹河」が謡われるのは、夜明け方の酒がかなりまわってからのことに設定されている。『源氏物語』はもとより物語ではあるが、書かれた一条天皇の頃よりは遡って、ほぼ醍醐天皇から村上天皇の頃に時代設定しており、その限りでは

忠実に諸事象を写しているとみられるから、「竹河」が男踏歌に欠かせない曲目であったことが窺える。

「催馬楽」の歌謡の中には、元の歌謡を幾度も謡い変えて、その結果、変化をとげて後の歌詞が書きとどめられている場合がある。「朝津」は、越前国丹生郡の溝川に架けられた橋を主題とした内容だが、歌詞に飛躍が感じられる。

朝津
朝津の橋の　とどろとどろと　降りし雨の　古りにしわれを　誰ぞこの　仲人(なかびと)たてて　御許(みもと)のかたち　消息し　訪らひに来るや　さきむだちや

「とどろとどろ」という擬音語は、雨の橋板に降る音としては大きに過ぎよう。たとえば、『古事記』天の岩屋戸の条では、天宇受売命が槽(うけ)を伏せてそれを踏む個所を、「汗気伏せて踏み登杼呂許志(とどろこし)」と表現している。「とどろ」の擬音語から「とどろく(轟)」の語が出て来るのだから、音響の大きいさまを言う語であることがわかる。時代ははるかに下るが、宗祇の『名所方角抄』に、

浅水の　橋は忍びて　渡れども　とどろ　とどろと　鳴るぞわびしき

の歌がある。西角井正慶氏は、この宗祇の歌を中において、「浅水の橋は、忍んで渡っても、音がひびいてとどろと鳴る」と訳し、池田彌三郎先生もそれを踏襲して、「越前浅津の橋の、渡れば響いてとどろどろと鳴ることだ。それではないが、とどろとどろと降る雨の、降るではないが古びたわたし」と口訳をほどこしている(4)。元の歌では、おそらく「とどろとどろに踏みならし」であったものが、度々の改作の結果、中間をわかっていることとして省略したもので

あろう。そして、もとは忍んで渡るのではなく、橋を「とどろこし」て踏むところに、「つめの遊び」ひいては踏歌章曲としての意味があったものと考える。

「葛城」では、この足踏みの音を「おおしとど」とか「としとんど」とかの擬音語で表わしている。

葛城

葛城の　寺の前なるや　豊浦の寺の　西なるや　榎の葉井に　白璧しづくや　真白璧しづくや　おおしとど　おおしとど　しかしてば　国ぞ栄えむや　我家らぞ　富せむや　おおしとど　としとんど　おおしとんど　としとんど

この歌謡は、光仁天皇即位(七七〇)の頃に、童謡として流行ったことが知られている。『続日本紀』光仁前紀に、

又嘗童潜之時、童謡曰、

葛城寺乃前在也、豊浦寺乃西在也、於志止度、刀志止度、桜井尓、白璧之豆久也、好璧之豆久也、於志止度、刀志止度、然為波、国曽昌由流也、吾家良曽昌由流也、於志止度、刀志止度

于時井上内親王為レ妃、識者以為、井則内親王之名、白璧為二天皇之諱一、蓋天皇登極之徴也。

言うまでもなく『続日本紀』に「童謡」としているのは、白璧王が光仁天皇として即位したという事件があって、その前兆としてこの歌謡を解釈したからであって、それ以前は私的踏歌か、あるいは寺社に練り込む踏歌の章曲であったと考えられる。「桜井」または「榎の葉井」と呼ばれる泉にしずく玉を歌っているから、水駅に足踏みしながら練り込んで行く様子が浮び上がってくる。この例などは、「催馬楽」が大嘗祭風俗歌とは別に、踏歌章曲から童謡に応用され、催馬楽となって長く愛好されたことを示すものであると思う。

「とどろとどろ」とか「おしとどしとど」という擬音語は、足を踏み鳴らす音であるが、擬音語ではなくて「足を踏み鳴らす」という歌詞も見えている。『続日本紀』称徳天皇宝亀元年(七七〇)三月の河内国由義の宮での歌垣は、天覧のもとでの公式の行事で、踏歌とほとんど形式を同じくして行なわれている。

辛卯(二十八日)、葛井、船、津、文、武生、蔵六氏男女二百卅人、供二奉歌垣一。其服並著二青摺細布衣一、垂二紅長紐一、男女相並、分行徐進。歌曰、

をとめらに　もとこ立ち添ひ　布美奈良須　西の京(みやこ)は　万代の宮

其歌垣歌曰、

淵も瀬も　清くさやけし　はかた川　千年を待ちて　澄める川かも

毎二歌曲折一、挙レ袂為レ節、其余四首、並是古詩、不二復煩載一。時詔二五位已上、内舎人及女孺一、亦列二其歌垣中一。

後の歌で、歌垣の行なわれている西の宮のほとりを流れる博多川を讃美し、前の歌では「踏みならす」「万代の宮」と、踏歌を充分意識して歌っている。なお、「布美奈良須」の「ふみ」は「踏み」で踏歌の意義を表わしているが、「ならす」には問題がないわけではない。「鳴らす」の古語は『古事記』神代の条に「訓二鳴云一那志一」とある如く、「鳴す」であり、『万葉集』でも「ならす」の語は「平らす」の意に使用しているもののみであるから「踏み平らす」と解すべきかも知れない。しかし、音がする意の「鳴る」の語は古くからあり、それに使役の助動詞「す」が接続した「鳴らす」もこの時代では可能であると思われ、あるいは踏歌に用いられた「踏みならす」から「鳴らす」の語が成立したものかとも考えている。

博多川に橋が架かっていたか否かは、記録がないので不明というよりないが、踏歌や歌垣において、橋を踏み鳴らす

という行為が共通的知識となっていて、その文句が橋の有無にかかわらず通用するところとなっていたのではあるまいか。

平安朝のいわゆる寝殿造りでは、東西に中門があり、南面に池が配されそれに橋が架けられていた。平城京においても、山斎（しま）が築かれた邸宅があり、正門は南にあり、池には橋が架けられていたことが、平城京の発掘によって明らかにされてきている。宮廷での踏歌節会の場は、延暦以前は大極殿で行なわれたこともあったが、天長から以降はほとんど紫宸殿で行なわれている。この場合は、その階（きざはし）が、橋に見立てられたとみられなくもない。たとえば『西宮記』の男踏歌の記事では、歌頭以下舞人以上の座は、「掃部寮、当二御階南辺一、相去一文許、立二床子一」とあるから、紫宸殿の南の階のもとである。『枕草子』に「橋はあさむづの橋。長柄の橋。……かささぎの橋。……」とある「かささぎの橋」も、天漢を言うほかに、宮中の階を言っているとされる。『百人一首』で有名な、『新古今集』の大伴家持の歌、

かささきの　渡せる橋に　おく霜の　白きを見れば　夜ぞふけにける

も、宮廷の階とみる説を真淵がとっている。何かの儀式の折りの読み人知らずの歌なのだろうが、季節を考えれば、踏歌の折りの歌とも解せよう。

だが、より広く橋のたもとでの芸能ということを考えれば、行き逢い橋の民間伝承に行き着くであろう。柳田国男は『一目小僧その他』の「橋姫」で、橋のたもとにいる橋姫に恐怖の対象となる伝説が多いのは、橋の通行を阻む希求が要因となっていると説き、そのもとは道祖神のように境を守る神が男女二体であったことによるとする。男女二対の間を通過することは禁忌となっていたからである。

折口信夫は『全集ノート編五』の『日本芸能史』「二　山の神の芸能」で、

> 山の神は土地の精霊の代表者である。……後世までお祭りには山の神と海の神との「行き逢ひ」ということをやるが、どちらかが男、女で、一方が下のほうからやってくると、片方が上のほうから迎えにくる。その場所は昔から決まっていて、神同士そこで語らいをする。すなわち、神輿を下して卑猥な動作をやるのだ。……また、地方には「行き逢ひ橋」というのがある。橋は多く村境だからちょうどよいのだ。……

と講じている。山神と海神、男神と女神との行き逢いに、両者の闘争が演じられ、やがて語らいをなす、とすれば、それを人に移せば歌垣ということになろう。

「つめの遊び」、歌垣、踏歌に、橋の印象が濃いのは、本源的には、そこに理由があったのである。

男踏歌の参入者が山人を模したものだったことは、その山づとというべき杖をたずさえていることからも察せられる。『西宮記』に、

> 召二左衛府官人一、仰下可レ採二進杖廿五枝一之状上、彼府進上之後、給二作物所一令二削繕一。

とある。類似の行事である平野祭の山人参入では、前述のように、この山人の杖を炊女四人が受け取っているのである。

最後に、「催馬楽」の成立を考えれば、踏歌との関係を見すごすわけにはいかないであろう。「催馬楽」の語の初出として有名な『三代実録』貞観元年（八五九）十月廿三日条の広井女王死去の記事には、

尚侍従三位広井女王薨。広井者二品長親王之後也。曾祖二世従四位上長田王、祖従五位上広川王、父従五位上雄河王。広井……薨時八十有余。広井少修二徳操一、挙動有レ礼。以レ能レ歌、見レ祢。特善二催馬楽歌一。諸大夫及少年好事者、多就而習レ之焉。……

とある。この記事中の「催馬楽」の語は後に加えられたものとの説があるが(5)、もしそうであったとしても、延喜元年(九〇一)『三代実録』成立より以降のことであるとは考えにくい。

広井女王の曾祖に当てられている「従四位上長田王」については、『続日本記』に二人の長田王があって、議論のあるところである。即ち和銅四年(七一一)四月七日に正五位下を授けられ、天平九年(七三七)六月十八日に正四位上をもって卒した長田王(甲)と、天平七年(七三五)四月二十三日に無位から従四位下を授けられ、同十三年(七四一)八月九日に刑部卿となった長田王(乙)である。

『万葉集』巻一・巻三に歌を残す長田王はその年代からいって(甲)の長田王であり、同時に天平六年(七三四)二月一日条に、朱雀門の歌垣の頭をつとめている。

天皇御二朱雀門一覧二歌垣一。男女二百卅余人、五品已上有二風流一者、皆交二雑其中一。正四位下長田王、従四位下栗栖王、門部王、従五位下野中王等為レ頭。以二本末一唱和。為二難波曲・倭部曲・浅茅原曲・広瀬曲・八裳刺曲之音一。令二都中士女縦覧一、極レ歓而罷。賜下奉二歌垣一男女等禄上有レ差。

一方、『三代実録』広井女王薨去に際しての系図に見えるのは、長田王(乙)に推定される(6)。ところが『本朝皇胤紹運録』によると長親王から広井女王への流れは、

長親王――栗栖王――長田王――広川王――雄河王――広井女王

となっており、『続日本紀』天平勝宝五年(七五三)十月七日の条に、

中務卿従三位栗栖王薨、二品長親王之子也。

とあるから、これによれば、天平六年二月一日の歌垣に頭をつとめた従四位下の栗栖王は、広井女王の四代前の祖にあたることになる。また、そうでなくても、長田王(乙)と栗栖王とは同じ長親王の御子にあたる。更に、『家伝下』(藤原武智麿伝)に、

風流侍従有二六人一部王。長田王。門部王。狭井王。桜井王。石川朝臣君子。阿倍朝臣安麻呂。置始工等十余人一。

とある、門部王、桜井王は、『本朝皇胤紹運録』によると、

長親王――川内王――高安王
　　　　　　――桜井王
　　　　　　――門部王

となっている。いずれも『続紀』に登場する王であるが、これ以上この系図の真偽を確かめることは出来ない。しかし、広井女王が「催馬楽」に巧みであったということは、この家筋にあることによるものとしたのではないか。『三代実録』広井女王薨去の記事の長田王の存在も、甲乙の別を離れ、踏歌、歌垣の場において、踏歌章曲をよくした者の後裔

にあたるということに主眼があったのではあるまいか。

〔注〕

（1）『新嘗の研究3　稲作と信仰』（学生社、昭63）所収。
（2）池田彌三郎『日本芸能伝承論』（中央公論社、昭37）「踏歌及び神楽」。
（3）拙稿「新年「噺し詞」の系譜」（『芸能』第十七巻七号、昭50）。
（4）池田彌三郎「神楽歌・催馬楽」（鑑賞日本古典文学『歌謡1』、角川書店、昭50）。
（5）西角井正慶「神楽・催馬楽」（日本古典鑑賞講座『日本の歌謡』、角川書店、昭34）。
（6）澤瀉久孝『萬葉の作品と時代』（岩波書店、昭16）「万葉作者雑攷」。

〔参考文献〕

『折口信夫全集ノート編第十八巻』（中央公論社、昭47）所収「催馬楽」。
日本古典文学大系『古代歌謡集』（岩波書店、昭32）所収、小西甚一校注「催馬楽」。